

国際私法 eu-info.jp

法の適用に関する通則法(適用通則法)は全43条からなり、総論(第38条~第42条)と各論(第4条~第37条、第43条)に分けることができる。個々の法律関係について定める各論の諸規定は、民法の諸規定とほぼ同じように配置されている。

適用	法 律 関 係		民 法	
通則法 条文数			編	条文数
4	行為能力		第1編総則	4~6
5	成年後見、保佐、補助			7~21
6	失踪宣告			25~32 Ø 2
7~9	法律行為の成立・効力		第1編 総則 または 第3編 債権	90~98 Ø 2、 399~
10	法律行為の方式			
11	消費者契約の特例			
12	労働契約の特例			
13	物権、登記すべき権利		第2編 物権	175~398 <i>Φ</i> 22
14~16	事務管理、不当利得		第3編債権	697~708
17、20~22	不法行為			709~724
18	製造物責任の特例			
19	名誉・信用毀損の特例			723
23	債権譲渡			466~473

国際私法 eu-info.jp

24	婚姻の成立要件・方式		第4編親族	731~749
25	婚姻の効力			750~754
26	夫婦財産制			755~762
27	離婚			763~771
28	嫡出親子関係の成立			772~778
29	非嫡出親子関係の成立、認知			779~788
30	準正			789
31	養子縁組			792~817 の 11
32	親子間の法律関係			818~837
33	その他の親族関係等	氏名権、性転換等 に関する問題		
34	親族関係にかかる法律行為の方式			
35	後見、保佐、補助			838~876 Ø
36	相続		第5編 相続	$882 \sim 959$, $1028 \sim 1044$
37	遺言			960~1027

[※] 民法に規定がないため、適用通則法にも規定がない法律関係について、23 頁参照